

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会
公式ポスター一等作成業務

企画コンペ実施要領

令和 3 年 12 月

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「特別国民体育大会冬季大会スキー競技会公式ポスター等作成業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務名称及び数量

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会公式ポスター等作成業務 一式

(2) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

委託契約締結の日から令和4年3月28日(月)まで

(4) 委託料の上限額

990千円（税込）

2 参加者の資格に関する事項

参加者は、次に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、実行委員会から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格要件を満たす者とし、代表者を定めたいうえで参加するものとする。その場合、実行委員会との契約の当事者は当該代表者とする。

[参加資格]

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、実行委員会の要求に応じて即時に岩手県庁に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、実行委員会は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (7) (6)までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ参加手続き等に関する事項

(1) 実行委員会事務局

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課（冬季国体・マスターズ担当）

〔住所〕 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁12階

〔電話〕 019-629-6799 〔FAX〕 019-629-6791

〔E-MAIL〕 AK0003@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

資料1 企画コンペ実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

① 提出書類

【様式1】特別国民体育大会冬季大会スキー競技会公式ポスター等作成業務に関する質問票

② 受付期間

令和3年12月6日（月）午後5時【必着】

③ 受付場所及び提出方法

3(1)の実行委員会事務局に、上記質問票を電子メール又はFAXにより提出すること。

④ 回答方法及び期日

全ての質問事項と回答事項を取りまとめて、12月8日（水）に岩手県公式ホームページに掲載する。

(4) 参加資格の確認

① 提出書類

参加者は、次により参加資格確認申請書類を3(1)まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

【様式2】参加資格確認申請書

【様式3】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託実績（パンフレット等でも可）

【様式4】受付票

参加資格確認結果の通知用封筒*

※ 長型3号封筒に参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、84円分の切手を貼付したもの

② 提出期限

令和3年12月9日（木）午後5時【必着】

③ 確認結果

令和3年12月14日（火）までに郵送等により通知する。

④ 留意事項

ア 上記書類を期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。

イ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者が4(2)に定める企画コンペの実施日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により、実行委員会に対し書面（様式任意）でその理由の説明を求めることができる。

実行委員会は、説明を求められたときは令和3年12月23日（木）までに、説明を求めた者に対し、郵送により書面でその理由を回答する。

① 提出期限

令和3年12月17日（金） 午後5時必着

② 提出場所及び提出方法

3(1)の窓口へ持参

4 企画提案に関する事項

(1) 企画提案書等の提出

参加者は、次により関係書類を提出しなければならない。

① 提出書類

ア【様式6】企画提案応募書

イ【任意様式】企画提案書（正本1部、副本6部）

ウ【任意様式】積算内訳書（正本1部、副本6部）

本業務の実施に要する経緯費の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにすること。

② 提出期限

令和3年12月24日（金）12時（正午）〔必着〕

③ 提出先及び提出方法

3(1)の実行委員会事務局まで、持参又は郵送により提出すること。

※1 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出のこと。

※2 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

④ その他

ア 1者につき、2案まで提案できるものとする。

イ 提出日現在において未発表のもので、他に類似の例がなく、商標登録及び出願の公開がされていないものとする。

ウ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

(2) 企画提案の無効

3(4)④により参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された提案
- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(3) 企画コンペ参加の辞退

- ① 参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が「5」で定める企画コンペに参加しない場合は、令和3年12月17日（金）午後5時までに【様式5】「企画コンペ参加辞退届」を3(1)の窓口まで持参又は郵送により提出しなければならない。
- ② ①により企画コンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降実行委員会が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

- ① 参加者の企画提案の審査は、「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会を行う。
- ② 企画コンペ審査の際は、企画提案書等に基づいて、参加者によるプレゼンテーションを実施する。
- ③ 企画提案書等の内容が、1(4)の委託料の上限を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案審査委員会（企画コンペ）の開催

- ① 開催日時
令和4年1月中旬 ※ 別途通知します。
- ② 開催場所
別途通知します。
- ③ 開催方法等
ア プレゼンテーションの順番については、3(1)の窓口への企画提案書等の提出順とする。
イ プレゼンテーションの時間は、1者当たり15分（説明5分、質疑応答10分）とする。
なお、都合により1者当たりのプレゼンテーション時間を変更することがある。

(3) 委託候補者の決定

- ① 実行委員会は、審査結果を基に第1順位の委託候補者を決定する。
- ② 審査結果は、委託候補者を決定後、各参加者に郵送により書面で通知する。
- ③ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。
- ④ 参加者が1者のみであった場合でも、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

6 契約に関する事項

(1) 見積書の徴収

決定した委託候補者から提出された書類を基に、実行委員会と候補者との間で仕様書の内容等を協議し、改めて委託候補者に見積書の提出を求める。したがって、4 (1) ①ウで提出した積算内訳書の額がそのまま契約額になるとは限らないこと。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

岩手県会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

(4) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(5) 契約結果の公表

実行委員会は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に関係事項を県公式ホームページ上で公表する。

7 公正な企画コンペの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

① 参加者が発注者に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

② 提出書類は返却しない。

③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要した費用について

全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

① 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(4) 企画コンペに係るスケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ① 質問票の提出期限 | 12月6日(月)午後5時 |
| ② 質問に対する回答 | 12月8日(水)午後5時 |
| ③ 参加資格確認申請書提出期限 | 12月9日(木)午後5時 |
| ④ 参加者資格確認結果の通知 | 12月14日(火) |
| ⑤ 企画コンペ参加辞退届 | 12月17日(金)午後5時 |
| ⑥ 企画提案書等の提出期限 | 12月24日(金)12時(正午) |
| ⑦ 企画提案選考委員会 | 令和4年1月中旬 ※ 時間及び会場は別途通知する。 |
| ⑧ 委託候補者決定 | 1月下旬 |
| ⑨ 契約締結 | 1月下旬 |